

政策的随意契約による物品の調達(役務の提供)について (契約前公表)

物品調達について、次のとおり地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定により随意契約を行うので、石川県財務規則第130条の2第2号の規定により公表する。

7年 3月 19日

石川県知事 馳 浩

1 随意契約する内容

(1) 調達物品 (役務) 名

学校施設管理業務委託

(2) 調達物品 (役務) の規格・数量等

校舎内施設の巡回確認

平日17時30分から19時30分まで

土曜日、日曜日及び祝日13時から17時まで

(12月29日から1月3日までは業務の実施なし)

(3) 納入期限 (履行期間)

令和7年4月1日 (火) から令和8年3月31日 (火)

(4) 発注所属及び納入場所

住 所： 白山市馬場1丁目100番地

所 属： 石川県立松任高等学校

連絡先： TEL 076-275-2242

FAX 076-275-9082

2 契約相手方の選定基準

石川県内に所在すること。

障害者総合支援法に規定する障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業 (生活介護、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業所に限る。) を行う施設に指定されている施設であること。

高齢者等の雇用の安定等に関する法律に規定するシルバー人材センターであること。

3 契約相手方の決定方法

(1) 見積合わせを行い、予定価格の制限の範囲内で最低価格を提示した施設と契約する。

(2) 見積書の提出が1施設のみであった場合は、予定価格の制限の範囲内であるか確認のうえ契約する。

4 見積書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和7年4月1日 (火)

10時

(2) 提出先

住 所： 白山市馬場1丁目100番地

所 属： 石川県立松任高等学校

連絡先： TEL 076-275-2242

FAX 076-275-9082